

鳥取県告示第 366 号

平成 11 年鳥取県告示第 642 号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正する。

平成 20 年 5 月 16 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略				略			
鳥取県非常勤職員（事務）等採用試験	試験の合格否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点（不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。）	合格発表日から 1 月間	〃	鳥取県非常勤職員（事務）等採用試験	試験の合格否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点（不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。）	合格発表日から 1 月間	〃
鳥取県美術展覧会部門審査	部門審査に係る各審査員が付けた個別得点（ただし、審査員の氏名は、開示しない。）及び総合得点	鳥取県美術展覧会の審査結果の通知日から 1 月間	鳥取県立博物館 中部総合事務所 西部総合事務所				
鳥取県立保育専門学院入学試験	科目別得点、総合得点及び順位	合格発表日から 1 月間	鳥取県立保育専門学院	鳥取県立保育専門学院入学試験	科目別得点、総合得点及び順位	〃	鳥取県立保育専門学院
略				略			
毒物劇物取扱者試験	〃	〃	〃	毒物劇物取扱者試験	〃	〃	〃

一般用医薬品に係る登録販売者試験	”	”	福祉保健部医療指導課各総合事務所（八頭総合事務所及び日野総合事務所を除く。）
------------------	---	---	--

略

略

--	--	--	--

略

略